

阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

平成 29 年 12 月 8 日（金曜日）

場所：第一委員会室

開 会 9 時 00 分 ～ 閉 会 11 時 05 分

委員会に付した事件

平成 29 年 12 月 8 日開会平成 29 年第 5 回阿武町議会定例会より付託された案件の審議

出席委員

委員長 7 番 清 水 教 昭

委員 1 番 市 原 旭

〃 2 番 小 田 高 正

〃 3 番 伊 藤 敬 久

〃 4 番 田 中 敏 雄

〃 5 番 中 野 祥 太 郎

〃 6 番 池 田 倫 拓

議長 末 若 憲 二

欠席委員 な し

出席説明者

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	小	田	武	之
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 な し

事務局職員

議会事務局長	藤	田	康	志
書 記	高	橋	仁	志

審議の経過（要点記録）

開会 9時00分

○委員長（清水教昭） 今回は先の議会議員選挙で新しく4名の方が変わりました。行財政改革とは、財政面の経費削減と、効率化とともに行政サービスの質を向上させることを目的として行われます。

それでは、ただ今より阿武町行財政改革等特別委員会を開催いたします。本日の出席委員は7人全員です。本日委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第6号までと、発議第1号の7件です。慎重審議をよろしく願います。審議に入ります前に、町長のごあいさつをお願いします。

○町長（花田憲彦） 阿武町は委員会主義で深く探求していくことになっています。今回初めての委員会ということで、忌憚のないご意見をいただき、細かいご説明もさせていただきたいと思います。全体の意思統一ということもありますので、引き続きの委員さんには重複するかもしれませんが復習的なことも必要であると思っています。どうぞよろしくお願いします。

○委員長 続いて、議長。

○議長（末若憲二） 皆さん大変お疲れ様です。慎重なる審議をお願いします。いろいろと質問が出るとはと思いますが、執行部には新人議員さんにも分かるように明確に答弁をおねがいします。

○委員長 議事録の署名人を指名します。1番、市原旭委員と2番、小田高正委員をお願いします。

○委員長 それでは早速審議に入ります。議案第1号、阿武町税条例の一部を改正する条例の審議に入ります。議案書の1ページから3ページです。質疑をお受けしますが、質疑ございませんか。

○5番 中野祥太郎 固定資産評価審査委員との兼ね合いと、町長から変更する意図と誰を固定資産評価員にするのか。

○住民課長 固定資産評価審査委員は、3人おられます。固定資産の額は3月31日までに決定いたします。これによって当該年度の固定資産の額が決まりますが4月1日から約1か月間閲覧します。その額について不服等を申し立てる機関があります。これが固定資産評価審査委員会です。このなかで不服等を審査するのが固定資産評価審議委員です。

今回の条例改正は、固定資産評価員です。これは町の固定資産税の額を決定するまえの資料を揃えて提示するのが評価員です。地方税法で各市町村に1名設置すると第1項に規定がございますので、条例改正するものです。平成16年に固定資産評価員は町長とすると条例改正している経緯があります。その前は助役がしていましたが、助役を廃止した平成16年に改正されました。

誰を指名するかについては、町長から同意案件が提出された場合に議会にお諮りするというふうな仕組みです。

○5番 中野祥太郎 以前は助役であったということだが、誰を充てるかは未定ということか。

○町長 固定資産評価員は町長の命を受けて評価をする人で、固定資産評価審査委員は、評価をしてその評価に疑義の申立があったときにそのことについて審査する人です。その機関が固定資産評価審査委員会で裁判所のようなものです。まずこの議案で、一人置くとして。そして次に本定例会の追加議案で提出する予定にしていますが、住民課長を充てたいと思っております。

○5番 中野祥太郎 評価審査委員は3人いるが、評価員は一人で大丈夫なのか。

○町長 どこでも一人です。町長の命を受けてこの評価員が評価事務にあたり、更に評価員の命を受けて課員が実務にあたるので、象徴的なものです。

○2番 小田高正 現行は、職務は町長が行う。改正は、数は一人とする。だが、町長が行う、変更する意図はなにか。首長が兼務してはいけないのか。

○住民課長 首長は決定権者で、評価員は実務をして価格をだすので、役割を明

確にすることが目的です。

○委員長 他はありませんか。

○委員長 質疑がないようですので、議案第 1 号について、原案のとおり可決するということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 1 号、阿武町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 続きまして、発議第 1 号、地方創生を支える道路整備の財源確保を求める意見書について、質疑を受けます。

○委員長 質疑がないようですので、発議第 1 号について、原案のとおり可決するということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、発議第 1 号、地方創生を支える道路整備の財源確保を求める意見書は、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 続きまして、議案第 2 号、平成 29 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回）の審議に入ります。11 ページ歳出から質疑を受けます。歳出は款ごとに質疑をお受けします。先ず議会費から。

○委員長 質疑ないようなので、次の総務費で、質疑ありませんか。

○5 番 中野祥太郎 企画総務費の消耗品費の看板は、どういった看板をどのように設置して、PR するのか。

○まちづくり推進課長 現地踏査の資料で柳橋分譲宅地の図面をご覧ください。来年の秋口の売り出しを目指して事業を進めていますが、町の施策がなかなか住民の方に伝わらないということもあります。区画図や、価格、住宅取得補助金制度などを、一般に分かりやすくお知らせするために設置します。看板と国道側のフェンスには横断幕を設置します。

○町長 事業を行うときに、なかなか住民の方に伝わりにくいので他の事業についても、分かりやすい事業名で看板等を設置するよう指示しておりました。その一環として、宅地の分譲の看板は早い内から設置することが必要なもので、川側、国道側などに看板を設置します。売り出し価格が、一番重要なポイントになりますが、阿武町の固定資産評価をしてもらっている不動産鑑定士に意見を求めました。それによると美咲の分譲宅地に比べてどのくらい加点、優位性があるかということですが、10 から 15 パーセント程度の優位性があるだろうということでした。美咲は 3 万円でしたから、1.1 倍から 1.15 倍の間くらいです。

地価がずっと下がっていますが、八幡様あたりの宅地価格が去年は 1 平方メートルあたり 1 万 500 円で今年が、1 万 100 円でした。なので、3 万 3,000 円から 3 万 4,500 円の幅の中で設定するといろいろ考えましたが、単価を下げると売りやすいが、阿武町全体の固定資産評価額の基準を下げてしまうので余り下げたくはありませんので、坪 3 万 3,000 円と考えています。

○5 番 中野祥太郎 この評価の売買によって、評価額の奈古の他地区などへの影響はあるか。

○町長 阿武町は路線価方式ではなく、類似方式なので全体の基準を下げてしまうと大幅に下がることになります。阿武町の場合は民間売買実例がないので、町が売る価格を参考にせざるを得ないので、基準となる価格を下げると阿武町全体の宅地評価額を下げてしまうことになりますので安価な設定にはしたくないということです。

○5 番 中野祥太郎 私は価格をもう少し上げて良いのではないかと考えている。もう少し上げて売れるのではないかとと思う。個人的な意見だが 3 万 5,000 円でもいいと思う。

○町長 いろいろと考えた中で、妥当だろうという価格を設定したつもりです。

○委員長 他にはありませんか。

○3番 伊藤敬久 坪単価の説明があったが造成や用地買収などの経費がかかったと思うが、完売したとしてこの経費が賄えるのか。

○まちづくり推進課長 総経費は予定で1億8,000万円です。およそ100坪の宅地を24区画坪3万円ということですから、9m道路が中にあたり上下水が入ったりはしていますが、賄えていません。この事業の最たる目的は阿武町の定住促進ということです。そこに24世帯が新しく入って来ることが経済効果を得るという考え方です。

○3番 伊藤敬久 どれくらいの赤字かによるが、余りにも町の財政負担が大きいとそこまでして人を入れて人口増をしたければいけないのか疑問に思うが。

○町長 多分半分程度くらいしか回収できないと思います。7~8,000万円位は赤字になると思いますが、そのようなことをいっている場合ではないと思います。地方交付税は一人について大まかですが1年間に40万円前後です。あの分譲地に100人の人が入れば1年で4,000万円です。そのことを考えていただければいいと思います。地方交付税を歳入とみるならばそこで回収できると思います。

○3番 伊藤敬久 人を増やさないといけないのはよくわかるが、新しく入って来るのは親元を離れて、町内のものが家を建てるのも多いと思う。100パーセント町外からなら人口増だが、そうとも思えないがどうか。

○まちづくり推進課長 美咲でもそういうこともあると思うが、その一方でその宅地がなければ、働く場のある萩市へ転出したかもしれません。これが受け皿になっていると認識しています。

○2番 小田高正 住民が阿武町から去るよりも一人でも残っていただくことも必要だと思うので、大いにPRしてほしいと思う。

○まちづくり推進課長 阿武町のリーディングプロジェクトとして頑張ります。

○委員長 他にありませんか。

○4番 田中敏雄 庁舎1階ロビーの相談コーナーの設置は、住民から声があつ

たのか。自分たちで必要と考えたのか。

○副町長 今の相談コーナーは、宿直室の防災危機管理室と兼用しています。相談される方は主に福祉や、問題を抱えた方が多いので、経済課や施設課の前を通ると多くの人に見られるということを心配される方もいらっしゃるので、検討した結果、ロビーの経済課よりも、間仕切りをして机とイスを置いて中は見えないようにするけど閉塞感のない相談コーナーを設けることにしました。横 3.3 メートル、縦 2.5 メートル、高さが 1.8 メートルから 2 メートルくらいで、2.5 坪くらいの相談コーナーを予定しています。

○委員長 相談に来られる方は声の大きい人も来られると思うが、誰かがわかったりしないか。

○副町長 そうした懸念もあるかもしれませんが、相談される方はどちらかといえば小さい声の方が多いと認識しています。開かれた空間の中で気軽にご相談いただくということで設置したいと思います。会議室を使う場合もあります。

○町長 相談を受けるのは保健師が多いと思っています。今は出納室の横の長椅子で相談を受けていることが多いので、余り大きな声は出されないと思う。やはり仕切りがあった方が良いので、いろいろ場所も検討して経済課の横に閉塞感のない間仕切りにしようと思いました。

○5番 中野祥太郎 民生課からかなり距離があるが、資料を持って行ったり来たりするようになると思うが、出納室を移動させるのはどうか。民生課の隣でいいと思う。

○町長 相談したい方は、カウンターより中には入りたくないように思えます。

○5番 中野祥太郎 入口は別に、入りやすいところにしたら職員の効率性からもいいと思う。

○町長 多くの資料をもって相談を受けるようなことはあまりないと思います。いろいろなことを考えると、玄関に入ってすぐ右手がいいと思っています。

○委員長 パーテーションで仕切られていると、息苦しく感じるのではないかと。外の景色が見えるほうが気分も落ち着くし、話がスムーズにいくのではないかと。希望ですが。

○町長 中から見えたら外からも見えますよ。

○委員長 他にありませんか。

○6番 池田倫拓 グリーンパークの工事はどのような内容か。

○まちづくり推進課長 短辺が 50 メートル、長辺が 68 メートルの場所をとって 8 人制のサッカーが出来るようにします。また、遊歩道がいま 1 周で 275 メートルですが、測りやすい 300 メートルに延長する予定です。分譲宅地の部分をすこし取り込んで拡張します。さらに分譲宅地と公園との間に高いフェンスも設けることにしています。遊具との間にもフェンスを設置します。

○6番 池田倫拓 フットサルができるようにしてメリットがあるのか。

○まちづくり推進課長 8 人制サッカーの公式サイズですが、今でもサッカーが出来ていますが、今後宅地に入居者が増えてくると子ども達も増えてくると思いますし、軽スポーツをするにも空間作りが必要ということで実施します。

○委員長 ここで、10 分間休憩します。10 時 10 分から再開します。

休憩 9 時 58 分

再開 10 時 10 分

○委員長 休憩を閉じて、審議を再開します。

○委員長 3 款、民生費に入ります。質疑ありませんか。

○2番 小田高正 老人福祉費で生活支援ハウス運営事業委託料と日帰り人間ドック委託料があるが、3 地区ごとにそれぞれの利用者数はいくらか。

○民生課長 生活支援ハウス運営事業委託料は、宇田のひだまりの里で 4 室あり

3人が利用されたり、4人が利用されたりということです。当初 270 日分の予算でしたが、残り少なくなり今回 90 日分の追加の予算をお願いするものです。入居されている方は、奈古地区が 1 人、宇田郷地区が 3 人です。これも毎日ではありませんで、出たり入ったりになります。

日帰り人間ドックですが、利用されている地区別はわかりませんが、10 月末までで 53 人利用があります。内、町内医療機関で受けるスマート人間ドックですが、齋藤医院で 16 人、福賀診療所が 29 人で、その他県内医療機関が 8 人です。平成 28 年が 65 人でありましたので、39 万 7,000 円の追加をお願いするものです。

○委員長 他に無いようなので、4 款、衛生費にはいります。ありませんか。

○委員長 無いようなので、次の農林水産業費でありませんか。

○経済課長 農業生産力等機能強化対策事業費の説明をします。本事業は区画整備事業を計画しています。遊休農地や耕作放棄地の増加に対応した事業で、今回は奈古地区を予定しています。国営農地再編整備事業が以前ありましたが、反対者もあり実施できなかつたところがあります。そこで今回、土地の出し手にもメリットのある遊休農地の維持管理調整システム対応する事業として、最低でも区画整理は必要ということで、国営で出来なかつた箇所に計画しました。

全体面積が、16 ヘクタールですが、A 工区 3.6 ヘクタールは 10 アールの古いほ場整備がしてありますが、30 アールに造成します。B 工区は、4.4 ヘクタールをまとまったキウイフルーツ園地として造成します。周辺がキウイフルーツ畑で、条件的にも畑として造成し、キウイフルーツ生産指導ができる方も野柳におられるので、戦略作物でもありますキウイフルーツの振興と考えています。C 工区につきましては、8 ヘクタールでほとんどが、水田ですが耕作放棄地も目立ってきておりますので、将来的には認定農業者や法人等に預かっていただけるような体制整備を行っていきたいと考えています。この計画には完成まで 3 年程度を要し

ますが、農地中間管理機構を利用した関連事業ということで、ほ場整備、区画整理を行います。実施できれば県内初の事業となると思います。事業費の負担率は確定ではありませんが、国が 62.5 パーセント、県が 27.5 パーセント、町が 10 パーセントで受益者負担はありません。ただ、中間管理権を 15 年間設定することとなりますが、農家にとって大変有利な制度なので、是非推進して行きたいと考えています。

○町長 国営農地再編整備事業が出来なかったところを、そのまま放置すると維持管理さえも誰もしてくれなくなります。既にそういう状況になっておりますが、これをいかに管理、活用していくことを進めるには、一定の整備は必要です。それと、戦略作物をもう一度見直して見る必要があるということで、若い農業支援員などを阿武町に引き込んで、キウイフルーツは営農計画を立てやすいと思いますから、これに指導者を付けて生活が出来るところまで指導して技術力を高めて行くモデル園地を作りたいと思います。品種もヘイワード 1 つだけで無く、多様な品種で生産期間等も伸ばして売り方もいろいろと考えられます。面積も指導者もあるので是非これにチャレンジしたいと思います。

農地中間管理機構が介在しますが、これのメリットは農地の出し手の負担が無いということです。その代わり 15 年間、農地中間管理機構に預けます。ほ場整備は手出しなしでやってもらえます。やれば、山口県初です。今回の予算は、測量設計、調査のための予算計上であります。

○委員長 経済課長、町長から新規事業の説明がありました。これを受けまして農林水産業費で質疑ありませんか。

○6番 池田倫拓 B工区は、基盤整備は手出し無しということだが、キウイフルーツを作るための棚などはどうなるのか。

○経済課長 現在県と協議中ですが、樹園地の改植事業は棚まで補助できます。新規については、新たな事業として県に事業を斡旋してもらおうようにしています。

○委員長 他はありませんか。

○4番 田中敏雄 今から測量設計するわけだが地権者の皆さんには大卒でも話しはしているのか。国営農地再編整備事業のときに出来なかったのは、お金がかかるだけの理由では無かったのではないか。また、この良い条件のときにもう少し範囲を広げられないのか。

○経済課長 地権者の同意ですが、各集落の主な方々にはお話ししており、了解は得ています。また大規模に利用権設定されている方にも相談しております。それぞれの農家には、今後測量する中で説明会などを行う予定です。C工区の上郷から上は国営等で、ほ場整備は終わっております。

○委員長 他はありませんか。

○1番 市原 旭 キウイフルーツのモデル農園は良い発想だと思うが、全く新しい人が始めようとしているのか、これまでされた方が古い園地をやめて入るのか。

○経済課長 今の生産農家も意欲のある方もおられますし、今後戦略作物として振興するためには若い人の力も必要であります。4年目から果実が出荷できる作物で時間がかかる作物です。苗を植える時期に農業支援員等も募集してその方達も含めた新たな組織体制で農業者を育てることも行って行きたいと思います。

○委員長 他はありませんか。

○4番 田中敏雄 機構集積協力補助金の内訳は。

○経済課長 法人関係では、福の里、あぶの郷、飯谷笹尾、木与なぎさファームの4法人です。福の里の集積面積は、111.2ヘクタール、あぶの郷は、42.5ヘクタール、飯谷笹尾 53.4ヘクタール、木与なぎさファームが、23.7ヘクタールとなっています。

○4番 田中敏雄 単価は、1万6,000円か。

○経済課長 新規部分と、今までの農業者からあった部分で単価が違いますし集

積率によっても違います。集積率が 2 割から 5 割の場合で新規契約が 1 万 5,000 円、付け替えが 7,000 円。集積率が 5 割から 8 割は、新規が 2 万 1,000 円、付け替えが 1 万円です。今回は全てこれです。集積率ですが、福の里 74.7 パーセント、あぶの郷 48.3 パーセント、飯谷笹尾 67.4 パーセント、木与なぎさファーム 60.4 パーセントです。金額は、福の里 1,180 万 5,000 円、あぶの郷、298 万 2,000 円、飯谷笹尾 565 万 7,000 円、木与なぎさファーム 237 万 6,000 円です。

○委員長 他に無いようなので、7 款、商工費ではありませんか。

○委員長 他に無いようなので、8 款、土木費ではありませんか。

○4 番 田中敏雄 町道補修工事は、どこを行ったのか。

○施設課長 候補地は、美咲内の道路がありますが、郷川の水路の吸い出しを受けて道路が陥没している箇所と、井部田の路肩が雨で流れて宅地に入っているので、そこの補修などで、緊急性を要する補修をまとめて行う予定です。

○委員長 他に無いようなので、9 款、消防費ではありませんか。

○2 番 小田高正 避難者に対する食糧費 4,000 千円は何か。

○副町長 9 月の台風 18 号が接近した際に避難所を早々に開設しました。そのときに宇田で 1 人ほどふれあいセンターに避難者がありました。その方については裏山が崩れる恐れがあるということで非難されました。今回の 4,000 円は避難所を開設したときに食料がなくなってもいけないということで、予め 80 円のカップラーメンを 50 個買いました。実際には食べられる方はいらっしゃらなかったもので、職員に 1 個 100 円で販売しました。

○委員長 他にありませんか。

○経済課長 先ほどの機構集積協力補助金について補足させてください。前提条件となっているものがあります。今回 4 法人だけが補助金を受けていますが、なぜ残りの 3 法人になかったかといいますと、今年むつみに萩酒米磨協同組合で酒米を磨く工場が出来ますが、この協同組合に加入する法人は酒米を生産するのが

条件です。この協同組合に出資された法人の連携事業という団体として認められたので今回のこの補助金が認められたということです。

○委員長 他に無いようなので、10 款、教育費ではありませんか。

○5 番 中野祥太郎 教育用コンピューター使用料で、かなり減額されているが具体的な内容は。

○教育委員会事務局長 従前から取引のあった萩市の業者に先ずは設計させ予算化しましたが、ある事情によりこの業者と設計内容を見直しました。その見直しに時間を要しましたがリース契約の見積りにより一番安価な業者にいたしました。実質は、リース期間が 7、8 か月にしておりましたが、実質 3、4 か月のリース期間となりその差額が大きくなりました。設計ないようも大きく変わっておりますのでその部分でも減額しています。

○5 番 中野祥太郎 月あたりどのくらい安くなったのか。

○教育委員会事務局長 当初の見積ですと教育用パソコン、サーバ、ネットワークに分けて見積もりしていますが、教育用パソコンで申しますと、小学校では当初が、月額 36 万 6,000 円あまりでしたが、29 万 3,000 円程度となりました。サーバですが、月額 81 万 7,000 円だったものが 35 万 7,000 円と半額以下になりました。ネットワークは月額 62 万円であったものが 26 万 3,000 円となりました。

○5 番 中野祥太郎 これだけ違うと入札や見積のときから随分影響すると思うので、今後はよくよく検討した上で予算に反映してほしいと思う。

○委員長 他にありませんか。

○2 番 小田高正 教育用サーバはどのような範囲で構築されているのか。

○教育委員会事務局長 物理的には中国電力の電線で繋がっていますが、ソフト的には、役場のサーバを中心に各学校、教育委員会、県と繋がっています。この中で機密的な文書をやり取りすることもありますし、外部からの悪意のある進入を防ぐファイヤーウォールやウィルス対策の機能も持っています。

○委員長 他に無いようなので、13 款、諸支出金ではありませんか。

○委員長 無いようですので、歳出全般を通して質疑があればお受けします。

○2 番 小田高正 旧奈古薬局の土地建物購入費の 170 万円計上されているが、窓口業務やカフェやサロン、ハローワーク的な窓口になると思うが、完成前から人が入って業務を行った方がスムーズだと思うがどのように考えているか。

○まちづくり推進課長 家主の柴野さんからも阿武町の役に立つように活用してほしいと言われました。評価格として建物は 0、土地は固定資産税評価格に合わせて設定して了解を得ているところです。利用についてですが、この後現地にも行きますが、工事は月末に終了する予定ですが、オープンにつきましては、3 月に議会に設置条例を上程させていただく予定ですが、4 月以降のオープンということにしています。業務につきましては、基本的には住まいと仕事の総合窓口でありますし、くらしの相談ということと、地域内同士で繋がりが持てる場所という想定をしています。一般質問でもありましたように、町内の団体の方にも活用していただけるような実験などもしていきたいと思います。駐車場につきましても道の駅と商店街地域をどのように繋いでエリア化していきたいと考えていますが、道の駅を拠点としまして敢えて歩いて、地域に誘うという動線づくりも実験的に行っております。駐車場についても必要という認識はありますが色々と検討する中で進めてまいりたいと思います。

○2 番 小田高正 主旨はよくわかるが、住民の方から見たときに住民を巻き込んでやらなければならないときに、駐車場が必要という話しを多く聞いているので、もっと寄りやすい環境をつくる必要があると思う。暮らし方研究所の拡大バージョンを作ってほしいと思う。

○委員長 他に無いようなので、歳出はこれで終わります。

○委員長 続いて歳入に入ります。質疑ありませんか。

○委員長 質疑がないようですので、議案第 2 号、平成 29 年度阿武町一般会計

補正予算（第 4 回）について、原案のとおり可決するというごこと、ご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第 2 号、平成 29 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回）については、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 つづきまして、議案第 3 号、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 3 回）の審議に入ります。歳入歳出一括してお受けします。

○委員長 ありませんか。

○委員長 質疑がないようですので、議案第 3 号について、原案のとおり可決するというごこと、ご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第 3 号、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 3 回）については、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 つづきまして、議案第 4 号、平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）の審議に入ります。歳入歳出一括してお受けします。

○委員長 ありませんか。

○委員長 質疑がないようですので、議案第 4 号について、原案のとおり可決するというごこと、ご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第 4 号、平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）については、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 つづきまして、議案第 5 号、平成 29 年度阿武町簡易水道事業特別会

計補正予算（第 2 回）の審議に入ります。歳入歳出一括してお受けします。

○委員長 ありませんか。

○4 番 田中敏雄 旧金社水源池は今後どのようにするのか。

○施設課長 旧金社水源池は現在使用していません。福田地区水道施設に接続しています。今回の工事は水源池の法面が崩れているので復旧する工事です。今後の利用については、今後取り壊すかそのままにするのかについては、今現在計画していませんが、水道として必要ないので当面そのまま置いておきます。今後水源を利用して何かすることがあればわかりませんが、どのようにするかは今のところ計画がありません。

○4 番 田中敏雄 今後使うようなことがあるのか。必要のないものなら処理して農地として使うとか、そのままだとまた維持管理にお金がかかるのではないか。

○施設課長 使うことは無いと思います。建物についても土地も町有地ですから今後検討していきます。

○委員長 他に質疑がないようですので、議案第 5 号について、原案のとおり可決するというので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第 5 号、平成 29 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 回）については、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 つづきまして、議案第 6 号、平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）の審議に入ります。歳入歳出一括してお受けします。

○委員長 ありませんか。

○委員長 質疑がないようですので、議案第 6 号について、原案のとおり可決するというので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第 6 号、平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）については、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 以上をもちまして、本日の委員会に付託されました議案第 1 号から第 6 号までと、発議第 1 号の 7 件について、すべて原案のとおり可決することに決しました。以上で審議を終了し、特別委員会を閉会します。お疲れ様でした。

閉 会 11 時 05 分

阿武町議会委員会条例第 26 条の規定により署名します。

阿武町行財政改革等特別委員会 委員長 清 水 教 昭

阿武町行財政改革等特別委員会 委員 市 原 旭

阿武町行財政改革等特別委員会 委員 小 田 高 正